

制度環境の変化を踏まえた 経過措置料金等の対応について

2026年2月4日

資源エネルギー庁

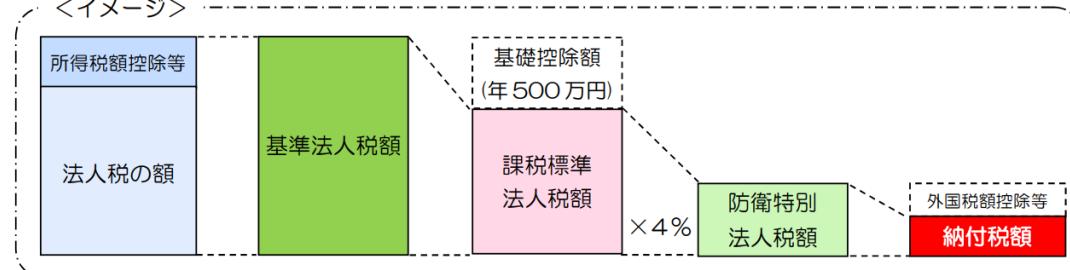
制度環境の変化を踏まえた対応について

- 2025年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）により、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が改正され、防衛特別法人税が創設された。
- これに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税の納税義務者となる。
- 防衛特別法人税は、法律に基づき納付義務が課される、事業者の裁量によらない外生的な影響を受ける費用であるため、経過措置料金において、営業費のうち法人税等として原価に算入できるよう、関係省令等を改正することとしてはどうか。また、託送料金においても同様に、制御不能費用のうち法人税等として原価に算入できるよう、あわせて関係省令等を改正することとしてはどうか。

＜防衛特別法人税の概要＞

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度において、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から年500万円を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税額として申告し、納付することが必要となります。

＜イメージ＞



国税庁「防衛特別法人税が創設されました」
(令和7年5月)より抜粋

【参考】関係省令等の改正イメージ

○みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）

（営業費の算定）

第三条（略）

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一～十（略）

十一 法人税等 自己資本報酬の額（次条第二項第一号の規定により算定された事業者及び特別関係事業者（同号に定める特別関係事業者をいう。）のレートベースの額の合計額に、次条第四項第一号の規定により算定された自己資本報酬率の百分の三十を乗じて得た額から、法第十八条第一項又は第五項による事業者又は特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）の直近の託送供給等約款の認可、認可の申請又は届出に当たり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号。以下「算定省令」という。）第九条第二項の規定により算定された事業者又は当該特別関係事業者のレートベースの額の合計額に、同条第四項第一号の規定により算定された自己資本報酬率の百分の三十を乗じて得た額を差し引いて得た額に、次条第二項第三号の規定により算定された割合を乗じて得た額をいう。）を基に法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）により算定した額

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」を追加。

【参考】関係省令等の改正イメージ

○みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成二十八年経済産業省令第四十五号）

別表第1（第2条関係）

1. ~ 6. (略)

「防衛特別法人税」を追加。

7. **法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）**を、6. により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。ただし、当該法人税等が零を下回る場合には、当該法人税等を、6. により各部門に整理された税引前当期純利益及び税引前当期純損失の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益又は税引前当期純損失の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。8. 6. により各部門ごとに整理された税引前当期純利益又は純損失から、7. により各部門ごとに整理された法人税を控除した額を当期純利益又は純損失の各部門ごとの欄に整理すること。

【参考】関係省令等の改正イメージ

○一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号）

（制御不能費用の算定）

第六条（略）

2（略）

3 次の各号に掲げる制御不能費用項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に定める方法により算定した額とする。

一～四（略）

五 法人税等 実績値、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号） 及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）の定めるところにより算定した額の規制期間における合計額

六～九（略）

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」を追加。